

森林整備保全事業設計積算要領の制定について（平成12年3月31日付け12林野計第138号林野庁長官）

一部改正新旧対照表

（下線部は改正箇所）

改 正 後	現 行																
<p>第1～第5 （略）</p> <p>第6 請負工事費の積算基準 積算書は、次の要領により作成するものとする。</p> <p>1 請負工事費の積算 (1)～(2) （略）</p> <p>(3) 一般管理費等及び消費税等相当額 ア 一般管理費等の算定 （略）</p> <p>表6-22 前払金支出割合が35%を超え40%以下の場合</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>工事原価</th> <th>500万円以下</th> <th>500万円を超え30億円以下</th> <th>30億円を超えるもの</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般管理費等率</td> <td style="text-align: center;"><u>25.13%</u></td> <td>(注) 1 一般管理費等率算定式により算出された率</td> <td style="text-align: center;"><u>10.63%</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1. 一般管理費等率算定式 $Gp = -5.21826 \cdot \log(Cp) + 60.08343$ ただし、Gp：一般管理費等率（%） Cp：工事原価（単位：円） Gpの値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。</p> <p>イ 一般管理費等の補正 (ア) 前払金支出割合の相違による補正 前払金支出割合が35%以下の場合の一般管理費等の率は、表6-23の前払金支出割合区分ごとに定める補正係数を表6-22に基づく一般管理費等率に乗じて得た率とする。 <u>なお前払金の保証がない工事は、一般管理費等の補正の対象外である。</u></p> <p>表6-23 （略）</p>	工事原価	500万円以下	500万円を超え30億円以下	30億円を超えるもの	一般管理費等率	<u>25.13%</u>	(注) 1 一般管理費等率算定式により算出された率	<u>10.63%</u>	<p>第1～第5 （略）</p> <p>第6 請負工事費の積算基準 積算書は、次の要領により作成するものとする。</p> <p>1 請負工事費の積算 (1)～(2) （略）</p> <p>(3) 一般管理費等及び消費税等相当額 ア 一般管理費等の算定 （略）</p> <p>表6-22 前払金支出割合が35%を超え40%以下の場合</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>工事原価</th> <th>500万円以下</th> <th>500万円を超え30億円以下</th> <th>30億円を超えるもの</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般管理費等率</td> <td style="text-align: center;"><u>23.57%</u></td> <td>(注) 1 一般管理費等率算定式により算出された率</td> <td style="text-align: center;"><u>9.74%</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 1. 一般管理費等率算定式 $Gp = -4.97802 \cdot \log(Cp) + 56.92101$ ただし、Gp：一般管理費等率（%） Cp：工事原価（単位：円） Gpの値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。</p> <p>イ 一般管理費等の補正 <u>前払金の保証がない工事は、一般管理費等の補正の対象外である。</u></p> <p>(ア) 前払金支出割合の相違による補正 前払金支出割合が35%以下の場合の一般管理費等の率は、表6-23の前払金支出割合区分ごとに定める補正係数を表6-22に基づく一般管理費等率に乗じて得た率とする。</p> <p>表6-23 （略）</p>	工事原価	500万円以下	500万円を超え30億円以下	30億円を超えるもの	一般管理費等率	<u>23.57%</u>	(注) 1 一般管理費等率算定式により算出された率	<u>9.74%</u>
工事原価	500万円以下	500万円を超え30億円以下	30億円を超えるもの														
一般管理費等率	<u>25.13%</u>	(注) 1 一般管理費等率算定式により算出された率	<u>10.63%</u>														
工事原価	500万円以下	500万円を超え30億円以下	30億円を超えるもの														
一般管理費等率	<u>23.57%</u>	(注) 1 一般管理費等率算定式により算出された率	<u>9.74%</u>														

森林整備保全事業設計積算要領等の細部取扱いについて（平成11年7月1日付け11-13林野庁指導部長・国有林野部長）

一部改正新旧対照表

（下線部は改正箇所）

改 正 後	現 行																
<p>5 森林整備保全事業における現場環境改善費の積算について</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 積算方法</p> <p>ア 現場環境改善費の積算は、次の方法により行うものとする。ただし、標準的な現場環境改善を行う場合は率計上とし、特別な現場環境改善を行う場合は積上げ計上とする。</p> <p>(ア) 積算方法は以下のとおりとし、共通仮設費に現場環境改善費として計上するものとする。</p> $K = i \cdot P i + \alpha$ <p>ただし、K：現場環境改善に要する費用 （単位：円、1,000円未満切り捨て） i：現場環境改善費率は、表5-1による。 P i：対象額（直接工事費（処分費等を除く）+支給品費+無償貸付機械等評価額） α：積上げ計上分（単位：円、1,000円未満切り捨て）</p> <p>表5-1 現場環境改善費率</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="text-align: center;">対象額：P i</th> <th colspan="2" style="text-align: center;">現場環境改善費率：i (%)</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">大都市市街地</th> <th style="text-align: center;">左記以外</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;"> 直接工事費 （処分費等を除く。） + 支給品 + 無償貸付機械等評価額 </td> <td style="text-align: center;"> $i = \underline{45.9} \times P i^{-0.175}$ </td> <td style="text-align: center;"> $i = \underline{32.5} \times P i^{-0.202}$ </td> </tr> </tbody> </table>	対象額：P i	現場環境改善費率：i (%)		大都市市街地	左記以外	直接工事費 （処分費等を除く。） + 支給品 + 無償貸付機械等評価額	$i = \underline{45.9} \times P i^{-0.175}$	$i = \underline{32.5} \times P i^{-0.202}$	<p>5 森林整備保全事業における現場環境改善費の積算について</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 積算方法</p> <p>ア 現場環境改善費の積算は、次の方法により行うものとする。ただし、標準的な現場環境改善を行う場合は率計上とし、特別な現場環境改善を行う場合は積上げ計上とする。</p> <p>(ア) 積算方法は以下のとおりとし、共通仮設費に現場環境改善費として計上するものとする。</p> $K = i \cdot P i + \alpha$ <p>ただし、K：現場環境改善に要する費用 （単位：円、1,000円未満切り捨て） i：現場環境改善費率は、表5-1による。 P i：対象額（直接工事費（処分費等を除く）+支給品費+無償貸付機械等評価額） α：積上げ計上分（単位：円、1,000円未満切り捨て）</p> <p>表5-1 現場環境改善費率</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="text-align: center;">対象額：P i</th> <th colspan="2" style="text-align: center;">現場環境改善費率：i (%)</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">大都市市街地</th> <th style="text-align: center;">左記以外</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;"> 直接工事費 （処分費等を除く。） + 支給品 + 無償貸付機械等評価額 </td> <td style="text-align: center;"> $i = \underline{56.6} \times P i^{-0.174}$ </td> <td style="text-align: center;"> $i = \underline{39.9} \times P i^{-0.201}$ </td> </tr> </tbody> </table>	対象額：P i	現場環境改善費率：i (%)		大都市市街地	左記以外	直接工事費 （処分費等を除く。） + 支給品 + 無償貸付機械等評価額	$i = \underline{56.6} \times P i^{-0.174}$	$i = \underline{39.9} \times P i^{-0.201}$
対象額：P i		現場環境改善費率：i (%)															
	大都市市街地	左記以外															
直接工事費 （処分費等を除く。） + 支給品 + 無償貸付機械等評価額	$i = \underline{45.9} \times P i^{-0.175}$	$i = \underline{32.5} \times P i^{-0.202}$															
対象額：P i	現場環境改善費率：i (%)																
	大都市市街地	左記以外															
直接工事費 （処分費等を除く。） + 支給品 + 無償貸付機械等評価額	$i = \underline{56.6} \times P i^{-0.174}$	$i = \underline{39.9} \times P i^{-0.201}$															

一部改正新旧対照表

(下線部は改正箇所)

改 正 後	現 行
<p>(イ) 率に計上されるものは、表5-2の内容のうち原則として、計上費目(仮設備関係、安全関係、営繕関係及び地域連携) <u>ごと</u>に1内容ずつの合計4つの内容を基本とした費用である。</p> <p>また、選択に当たっては、地域の状況及び工事内容によって組み合わせ、実施費目数及び実施内容を変更することもできる。</p> <p>(ウ) 積上げ計上分(α)に計上するものは、現場環境改善費率分で行うことが適当でないと判断されるものとし、主に現場の施設や設備に対する熱中症対策・防寒対策に関する費用については、多少の妥当性を確認尾上、積上げ計上を行うものとする。</p> <p>なお、熱中症対策・防寒対策を積上げ計上する場合は、現場管理費に計上される作業員個人の費用と重複が無いことを確認し、率分で計上される額の100%を上限とする。</p> <p><u>また、維持工事で現場環境改善の実施が困難なもの及び効果が期待できないものとして率分での計上を対象外とした工事であっても、熱中症対策・防寒対策が必要な場合は、積上げ計上することができるものとする。</u></p> <p>(エ)～(カ) (略)</p> <p>イ 設計変更について</p> <p>率に計上されるものについては、設計変更を行わないものとする。ただし、対象金額(Pi)の変動に伴う現場環境改善費率iは変更される。また、積上げ計上分(α)については、内容に変更が生じた場合は設計変更の対象とする。</p>	<p>(イ) 率に計上されるものは、表5-2の内容のうち原則として、<u>各計上費目ごと</u>(仮設備関係、安全関係、営繕関係、地域連携)に1内容ずつ(<u>いずれか1費目のみ2内容</u>)の合計5つの内容を基本とした費用である。</p> <p>また、選択に当たっては、地域の状況及び工事内容によって組み合わせ、実施費目数及び実施内容を変更することもできる。</p> <p>(ウ) 積上げ計上分(α)に計上するものは、現場環境改善費率分で行うことが適当でないと判断されるものとし、主に現場の施設や設備に対する熱中症対策・防寒対策に関する費用については、多少の妥当性を確認尾上、積上げ計上を行うものとする。</p> <p>なお、熱中症対策・防寒対策を積上げ計上する場合は、現場管理費に計上される作業員個人の費用と重複が無いことを確認し、率分で計上される額の50%を上限とする。</p> <p>(エ)～(カ) (略)</p> <p>イ 設計変更について</p> <p>率に計上されるものについては、設計変更を行わないものとする。ただし、対象金額(Pi)の変動に伴う現場環境改善費率iは変更される。また、積上げ計上分(α)については、内容に変更が生じた場合は設計変更の対象とする。</p>

一部改正新旧対照表

(下線部は改正箇所)

改 正 後		現 行	
表5-2 実施する内容		表5-2 実施する内容	
計上費目	実施する内容 (率計上分)	計上費目	実施する内容 (率計上分)
仮設備関係	<p>(削る。)</p> <p>(削る。)</p> <p>(削る。)</p> <p>(削る。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・昇降機械の充実 ・環境対策の充実 ・ICT設備の充実 ・作業負荷の低減 	仮設備関係	<ul style="list-style-type: none"> ・用水・電力等の供給設備 ・緑化、花壇 ・ライトアップ設備 ・見学路及び椅子の設置 ・昇降機械の充実 ・環境負荷の低減 (新設) ・<u>新設</u>
安全関係	<ul style="list-style-type: none"> ・工事標識・照明等安全施設の充実 ・盗難防止対策 ・健康関連施設の充実 ・野生生物・害虫対策等 	安全関係	<ul style="list-style-type: none"> ・工事標識・照明等安全施設の現場環境改善 (電光式標識等) ・盗難防止対策 (警報機等) ・<u>新設</u> ・<u>新設</u>
営繕関係	<ul style="list-style-type: none"> ・現場事務所の快適化 (女性用更衣室の設置を含む) ・労働者宿舎の充実 ・<u>新設</u> ・現場休憩所の充実 (交通誘導警備員待機施設を含む) ・衛生設備・厚生施設の充実等 	営繕関係	<ul style="list-style-type: none"> ・現場事務所の快適化 (女性用更衣室の設置を含む) ・労働者宿舎の快適化 ・デザインボックス (交通誘導警備員待機室) ・現場休憩所の快適化 ・健康関連施設及び厚生施設の充実等
地域連携	<p>(削る。)</p> <p>(削る。)</p> <p>(削る。)</p> <p>(削る。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広報活動等 (完成予想図、パンフレット、工法説明、PR看板等) ・見学会・イベント等の開催 (見学施設等設置・運営管理等含む) ・<u>新設</u> ・<u>新設</u> ・社会貢献・地域対策費等 (地域行事等の経費を含む) ・<u>新設</u> ・現場景観向上 (美装化・デザイン看板等) 	地域連携	<ul style="list-style-type: none"> ・完成予想図 ・工程説明図 ・工事工程表 ・デザイン工事看板 (各工事PR 看板含む) ・<u>新設</u> ・見学会等の開催 (イベント等の実施含む) ・見学所 (インフォメーションセンター) の設置及び管理運営 ・パンフレット・工法説明ビデオ ・地域対策費等 (地域行事等の経費を含む) ・社会貢献 ・<u>新設</u>